

H26.1.17 認可外保育施設説明会

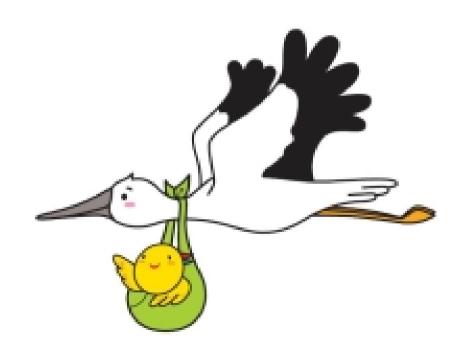
子ども・子育て支援新制度 における 認可外保育施設の展開

兵庫県健康福祉部こども局児童課





兵庫県の就学前児童の現状





M

就学前児童の状況

就学前児童数	290,642人	H19~H24出生数
保育所入所児童数	84,678人	H25.4.1現在
幼稚園入園児童数	71,557人	H25.5.1現在
認可外保育施設入所児童数 (事業所内保育施設含む)	13,907人	H25.3.31現在
在宅児童数	120,500人	-(+ +) の約41%





保育所・幼稚園の状況(政令市・中核市を含む)

	保育原	听 (H25.4.1	現在)	幼稚園 (H25.5.1現在)		
区分	公立	私立	計	国公立	私立	計
施設数	349	553	902	460	248	708
定員	30,756	53,185	83,941	50,469	58,080	108,549
入園児数	28,466	56,212	84,678	25,325	46,232	71,557
充 足 率	92.6%	105.7%	100.9%	50.2%	79.6%	65.9%



M

認定こども園の状況(政令市・中核市を含む)

	区 分	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外 保育施設型	計
施	設 数	31	37	23	2	93
定	員	(2,638) 5,395	(2,008) 11,128	(3,085) 3,665	(57) 90	, ,
入所児数		(2,515) 4,863	(1,462) 9,140	(3,388) 3,792	(58) 90	(7,423) 17,885

平成25年5月1日現在 上段()は、保育に欠ける分





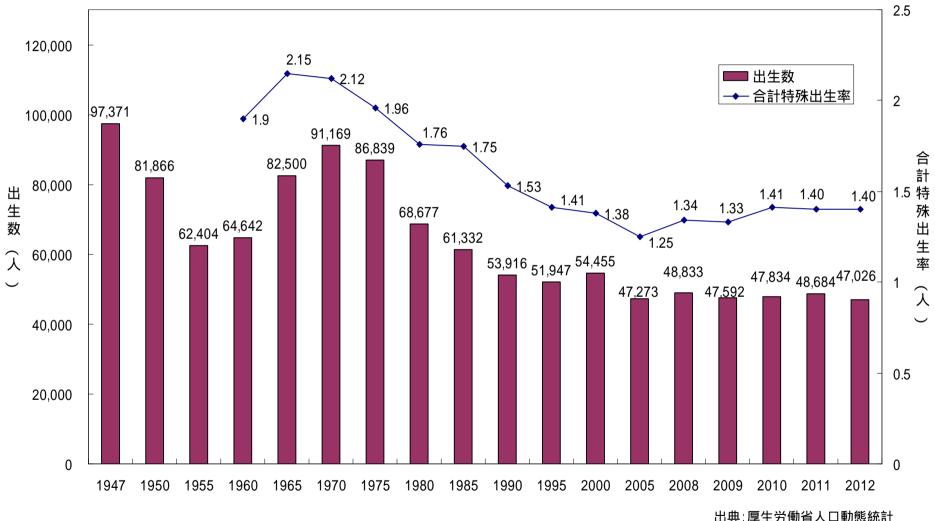
■ 待機児童の状況 (政令市・中核市を含む)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H24
神戸市	483	423	481	531	337	194
姫 路 市	26	27	38	12	6	6
西宮市	223	310	279	81	0	81
尼崎市	5	10	44	47	74	27
宝塚市	62	48	90	91	128	37
明石市	32	88	48	50	63	13
芦屋市	31	40	30	48	36	12
加古川市	13	11	19	40	48	8
その他	30	40	42	27	110	83
合 計	905	997	1,071	927	802	125
全 国	25,384	26,275	25,556	24,825	22,741	2,084





兵庫県の出生数と合計特殊出生率の推移

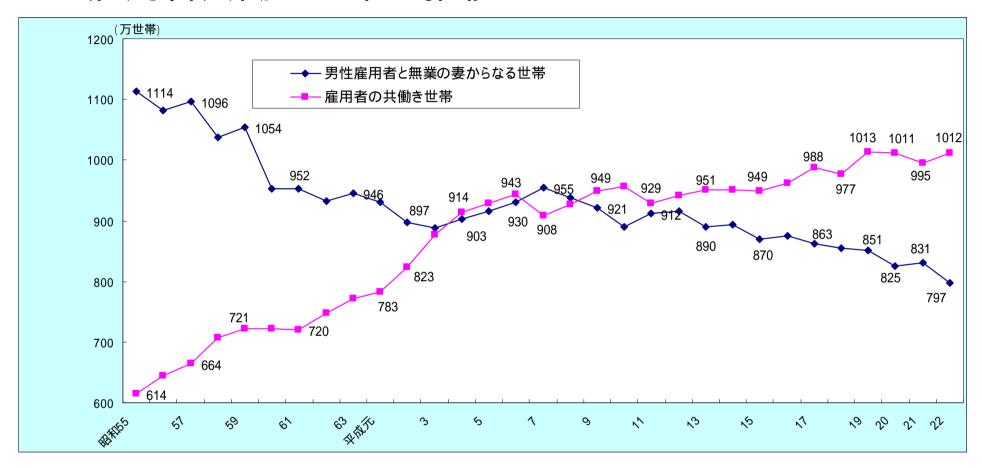


出典:厚生労働省人口動態統計





雇用者共働き世帯の推移



内閣府「平成23年度男女共同参画白書」





子ども・子育て支援新制度





No.

子ども・子育て支援新制度の概要

- 目的
 - ▶ 質の高い幼児期の学校教育、保育の 総合的な提供
 - > 保育の量的拡大・確保
 - 待機児童解消
 - 人口減少地域の基盤の維持・確保
 - ▶ 地域の子ども・子育て支援の充実



be.

■ 仕組み

- > 市町村が実施主体
 - 市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、 給付・事業を実施(幼稚園も含む総合窓口)
 - 国、都道府県は、市町村を支援
- > 社会全体による費用負担
 - 消費税率UPで財源確保(7,000億円+)
- > 政府の推進体制整備
 - 内閣府に原則一元化
 - 財政支援も一本化
- > 子ども・子育て会議の設置
 - 学識者、事業主代表、子育て当事者、子育て 支援事業者等が、子育て支援政策の決定等の プロセスに参画・関与

M

■ 主なポイント

- > 認定こども園制度の改善
 - 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化
 - 学校及び児童福祉施設としての位置づけ 現行の幼稚園、保育所からの移行の義務づけなし
- ➤ 施設共通の給付の創設
 - 施設型給付:保育所、幼稚園、認定こども園
 - 地域型保育給付:小規模保育、家庭的保育等
- ▶ 地域の子ども・子育て支援事業の充実
 - 利用者支援、地域子育て支援拠点事業 等<u>13事業</u> を市町村事業として法律に明記



給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付 児童手当

子どものための教育・保育給付

施設型給付

・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 民間保育所については、現行どおり、市町村が保育 所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が 行うものとする

地域型保育給付

施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日 保育にも対応

【認定区分】(子ども・子育て支援法第19条)

1号認定: 3歳以上(教育のみ)

2号認定:3歳以上(保育の必要性あり) 3号認定:3歳未満(保育の必要性あり)

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業 延長保育事業 実費徴収に係る補足給付事業 多様な事業者の参入促進事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育訪問支援事業・要保護児童等 の支援に資する事業 地域子育て支援拠点事業

一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 妊婦健診事業



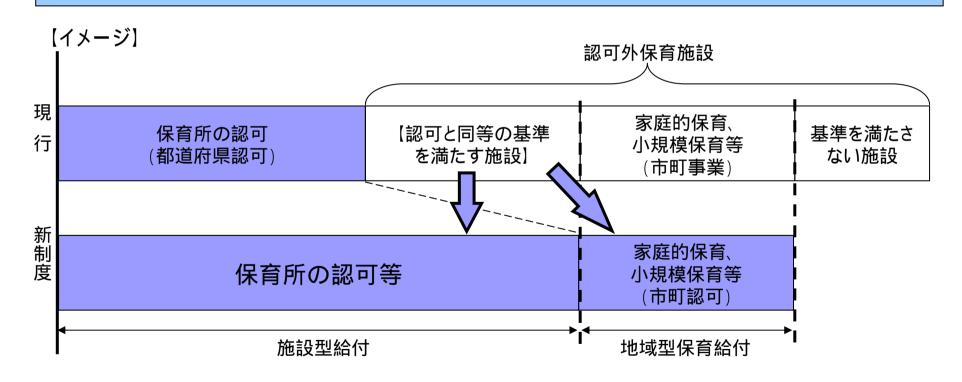




認可外制度を前提とした教育・保育の実施

【基本的な考え方】

認可制度を前提としながら、保育需要の増大に機動的に対応 社会福祉法人・学校法人以外には、客観的基準への適合 + 経済的基礎、 社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件 その上で、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則認可





子ども・子育て支援法

~ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み ~

施設型給付

認定こども園

0~5歳

幼保連携型

制度 · 認可·指導監督の一本化 改正 · 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園

3~5歳

保育所

0~5歳

民間保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施 義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

旧

県、市町の関与

	区分		認可(認定)		届出		
	<u>⊳</u>)]	県	政令市·中核市	その他市町	県	政令市·中核市	その他市町
 教 育	幼保連携型認定こども園	民間 (こども園審)	民間 (こども園審)		公立		
	幼保連携型以外の認定こども園						
保育施	幼稚園 (確認を受ける施設、受けない施設)	(私学審)			公立		
設	保育所	(児福審)	(児福審)		公立		
地	小規模保育		(国·県·市町以外)	(国·県·市町以外)			
域型	家庭的保育		(国·県·市町以外)	(国·県·市町以外)			
保育	居宅訪問型保育		(国·県·市町以外)	(国·県·市町以外)			
Ħ	事業所内保育		(国·県·市町以外)	(国·県·市町以外)			
子均	放課後児童クラブ					(国·県·市町以外)	(国·県·市町以外)
子育て支援事業地域子ども・	病児保育					(国·県·市町以外)	(国·県·市町以外)
・ 事・ 業	上記以外			(今後、要綱	等で整理?)		

印: 認可等の主体が、基準を条例で制定

印:政令市・中核市は設置後に報告、その他市町は届出



M

子ども・子育て支援事業計画の策定

幼児期の学校教育・保育(子どものための教育・保育給付)・地域の子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)について、<u>市町が定める区域</u>ごとに、

量の見込:現在の利用状況 + 利用希望

確保方策:確保の内容 + 実施時期

等を記載(計画期間:5年間)

その際、市町子ども・子育て会議の意見を聴取





【記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

区域の設定(第2項第1号)

各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み、実施 しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の 内容及びその実施時期(第2項第1号)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号)



<任意記載事項>

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施 設等の円滑な利用の確保(第3項第1号)

子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に 関する都道府県が行う施策との連携(第3項第2号)

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、 保育を利用せず家庭で子 育てを行う家庭

日 くて17ノネル4 (子ども・子育てのニーズ) 、学校教育+子育て支援 満3歳以上の子どもを持つ、 保育を利用する家庭

(子ども・子育てのニーズ) 学校教育 + 保育 + 放課後児童 ヘクラブ + 子育て支援 へ 満3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用する家庭

(子ども·子育てのニーズ) 保育+子育て支援 満3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用せず家庭で子 育てを行う家庭

(子ども·子育てのニーズ) 、子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

子どものための教育・保育給付

計画的な整備

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象

小規模保育事業者 地域型保育給付 家庭的保育事業者 の対象 居宅訪問型保育事業者 等

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり 乳児家庭全戸訪問事業等

対象事業の範囲は法定

·延長保育事業 ·病児·病後児保 育事業

放課後児童 クラブ





保育の必要性の認定

事 由(保育の必要性)

X

区 分(保育必要量)



優先利用



保育の必要性の認定(事由)

【現行制度】「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、<u>同居の親族その他</u> の者が当該児童を保育することができないと認められること

昼間労働することを常態としていること(就労)

妊娠中であるか又は出産後間がないこと(**妊娠、出産**) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に 障害を有していること(**保護者の疾病、障害**)

同居の親族を常時介護していること(同居親族の介護)

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている こと(**災害復旧**)

前各号に類する状態にあること(その他)

【新制度】「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること 同居の親族その他の者が当該児童を保育することがで きる場合、その優先度を調整することが可能

就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就 労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期 入院・入所している親族の常時の介護、看護 災害復旧
- 求職活動
- ・起業準備を含む
- <u>就学</u>
- ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- 虐待やDVのおそれがあること
- <u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがい</u> て継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が定める場合

- は、従来の規定を引き続き明確化
- は、市町村の判断に委ねていたものを明確化



保育の必要性の認定(区分)

区分	現行制度 (保育に欠ける)	新制度 (保育が必要)
認定区分	1区分 A時間以上	2区分 保育標準時間 平均275時間/月(<u>11時間/日</u>) 保育短時間 平均200時間/月(<u>8時間/日</u>)
保育料	応能負担 B円/月	応能負担 <u>保育標準時間</u> C円/月 <u>保育短時間</u> C円×一定割合/月
利用定員	一律	一律 ・保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能
保育短時間 認定におけ る就労時間 の下限	・特段の定めのない市町村が最も多い(670市町村)・下限を設けている場合も地域事情により多様64時間/月が最も多く、次いで48時間/月	現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり 48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定 める ・ 下限が48~64時間以外に設定されている場合は、最 大で10年間程度の経過措置の設定可能 ・ 既に入所中の児童は、下限時間に変更があっても継 続入所可能



保育の必要性の認定(優先利用)

■ 想定される事項(例示)

それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、 運用面の詳細を含め、実**施主体である市町村においてそれぞれ検討し、運用**

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
 - 例)・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
 - · 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育·保育施設、地域型保育事業の 利用を希望する場合
 - ・ 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児等
- 9 その他市町村が定める事由

市町村の判断により、人材確保の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも可能

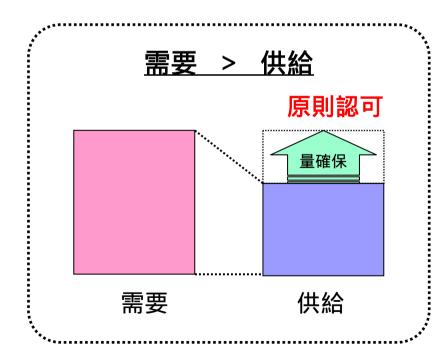


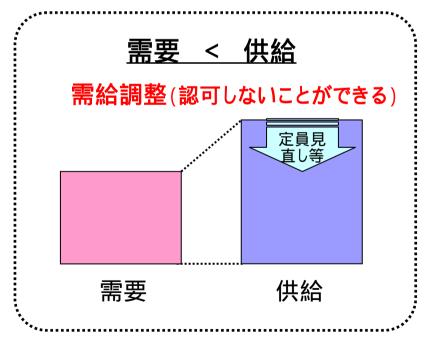
Ŋ

教育・保育施設の需給調整

都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、**都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断**

地域型保育事業の需給調整は、市町村が支援計画に基づき判断





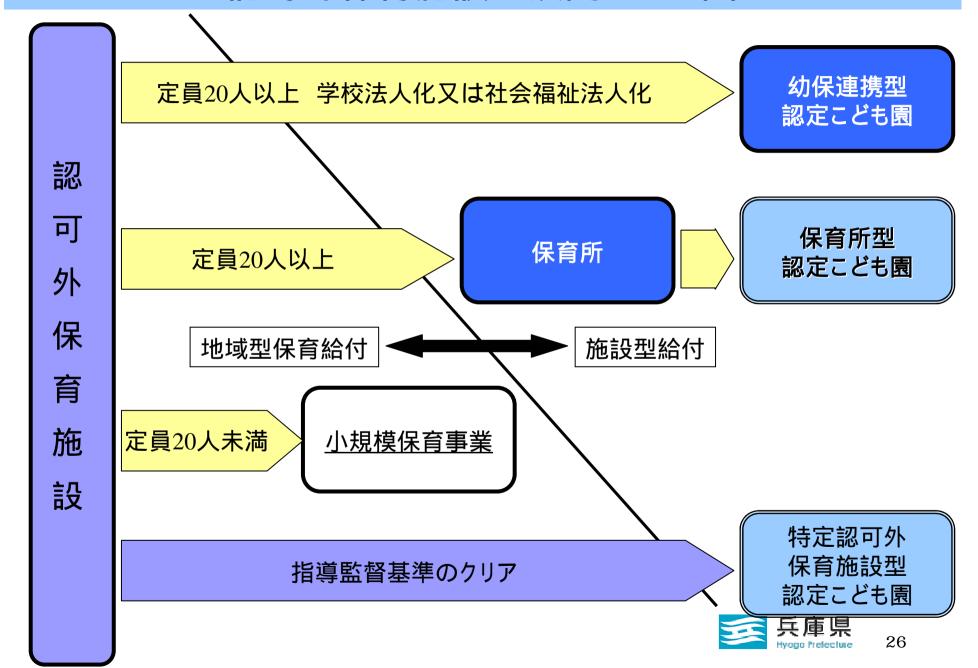




認可外保育施設の展開



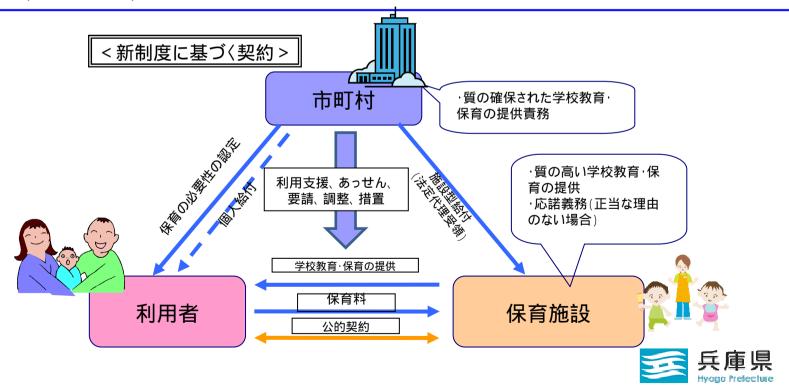
認可外保育施設の展開フロー図



認可・認定を受けて変わること

施設型給付又は地域型保育給付の対象となる

- ▶公的な財政措置の対象になり、園の運営が安定化
- ▶保育料については、市町が定める基準に基づ〈(利用者負担は応能負担)。 公的契約の対象となる
- ▶保育が必要な子どもは、園ではな〈、市町に申込みを行う。
- ▶市町からあっせん等がなされた子どもに対しては原則受け入れなければならない (応諾義務)。



地域型保育事業の概要

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、 地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

家庭的保育(利用定員5人以下)

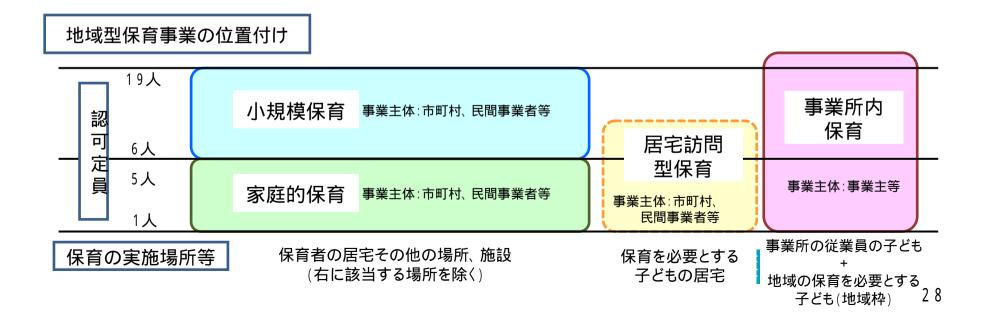
居宅訪問型保育

事業所内保育(主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供) 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした 小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を 図る。

また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。

保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、 施設型給付と同様とする。



保育所及び小規模保育事業の主な認可基準

類型		保育所	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)			
	対象年齢等	保育が必要な0~5歳 児	保育が	保育が必要な3歳未満児(原則)				
	定員	2 0 人以上	6 ~ 1	9人	6~15人			
	調理	自園調理	自園調理(連携)	施設又は給食搬入施設から <i>の</i>)搬入可)			
	耐火基準等	上乗せ規制有り	保	育所に準じた上乗せ規制				
	連携施設	不要		要				
	保育従事者	保育士	保育士	保育士(1/2以上) + 保育士以外の保育従事 者	家庭的保育者			
職	0 歳児	3 : 1	3:	1) + 12	3 : 1 (補助者を置く場合			
員	1~2歳児	6 : 1	6 :	6:1				
	調理員	要(業務委託等除く)	要(全部委託、連	ープ 携施設等からの搬入を行う場	語合は不要)			
	嘱託医	要		要				
設備	乳児室・ ほふく室	乳児室1.65㎡ ほふく室3.3㎡		3 . 3 m²				
	保育室	1 . 9 8 m²		1 . 9 8 m²				
面	屋外遊戲場 (2歳以上)	3 . 3 m²	3 . 3 m²					
積	調理設備	要		要	兵庫県 Hydgo Prefecture 29			

М

家庭的保育事業等の主な認可基準

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0 ~ 2 歳 3 : 1 補助者を置く場合 5 : 2		0~2歳 1:1
	資格	家庭的保育者 ・市町が行う研修を終了した保育 士、保育士と同等以上の知識及び 経験を有すると市町が認める者	定員20名以上 保育所の基準と同様 定員19名以下 小規模保育事業A型、 B型と同様	必要な研修を終了した保育士、保 育士と同等以上の知識及び経験を 有すると市町が認める者
設 備・ 面積	保育室等	0~2歳 3.3㎡		
処遇 等	給食	自園調理(連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員(3名以下の場合、補助者 を置き、調理を担当すること可)	自園調理(連携施設等からの搬入 可) 調理室 調理員	

事業所内保育施設の認可について

児童福祉法に基づ〈認可の対象になるには、従業員の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)を受け入れることが必要地域枠の子どもの受入については、下表のように定員区分に応じて地域枠を概ね1/4~1/3になるよう固定化し、国が基準を示した上で、これを基に市町が地域の

実情に応じて決定

	区分	地域枠	目安		
	1~5名	1名			
1~10名	6・7名	2名	家庭的保育事業×1か所程度		
	8~10名	3名			
11~20名	11~15名	4名	宏庭的保育事業(猫助老付き)、1 か所程度		
1 1 ~ 2 U 1	16~20名	5名	家庭的保育事業(補助者付き) × 1 か所程度		
21~30名	21~25名	6名	小担増収交車数(下四)1か65~1夕12度		
21~304	26~30名	7名	小規模保育事業(下限)1か所 + 1名程度		
3 1 ~	40名	10名	認可保育所の半分程度		
4 1 ~	5 0 名	12名	小規模保育事業(下限)×2か所		
51~60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き) × 3 か所程度		
61~70名		20名	認可保育所(下限)×1か所程度		
7 1	名~	20名			

認可外保育施設の認定こども園化について

手続きの概要

児童福祉法第59条の2の規定に基づき届出を行い、かつ、認可外保育施設監督基準を満たしていること

特定認可外保育施設の認定を受けていること

特定認可外保育施設型認定こども園の認定基準を満たしていること

は国制度、及びは県制度

児童福祉法第59条の2規定に基づき届出を行い、かつ、認可外保育施設監督基準を満たしていること

児童福祉法第59条の2に基づ〈届出

- ▶事業開始の日から1月以内に、必要な事項を都道府県知事等に届出
- ▶県所管の窓口は各県民局健康福祉事務所
- ▶政令市、中核市に所在する施設は、所在する市役所



認可外保育施設の認定こども園化について(続き)

指導監督基準を満たす証明が交付されていること

- ▶届出を行った機関が、立入調査を実施、国の指導監督基準に基づき、設備の整備 や保育が行われているかチェック
- ▶指導監督基準を満たしていれば、証明書の交付を受けることが可能
- ▶証明書交付のインセンティブ:自治体が公表、保育料に係る消費税の非課税措置
- ▶政令市·中核市の所在の施設については、当該市長が証明

特定認可外保育施設の認定を受けていること

特定認可外保育施設型認定こども園になるためには、予め特定認可外保育施設の認定を受けなければならない。

- ▶国の指導監督基準を満たしている証明書を基に、県下の施設に対して知事が認定
- ▶必要に応じて立入調査を行った上で認定
- ▶2年間の有期認定

特定認可外保育施設型の認定基準を満たしていること

特定認可外保育施設型認定こども園の基準(別紙)を満たしているか

- ▶職員は全員有資格者か、幼稚園及び保育所の職員配置基準を満たしているか等
- ン認定権者は知事



現行の認定こども園の認定基準の概要(その1)

	認定基準等の項目等		準拠する		県 の 条	例				
			認可基準	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型			
1 1 € 2	0~2歳児対象児童			保育に欠ける	保育に欠ける子どもに加え、保育に欠けない子どもも受け入れることができる					
XIA	(儿童	3	~ 5歳児			保育に欠ける子ども、 保育に欠けない子ども				
		0	~ 2歳児	保育所基準		0歳児 3人に 1、2歳児 6人に				
	Tt-b		E n±8841 CD IB	//		3歳児 20人に				
	職員配		長時間利用児	保育所基準		4、5歳児 30人1	こつき1人			
	置	i 3~5歳児	短時間利用児	幼稚園基準	県独自	目基準 (4、5歳児 35人につき1	人、 3歳児 25人につき1人	3歳児 25人につき1人)		
			(共通利用時間 の学級編制	幼稚園基準	県独自基準 (4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下の学級編制として、各学級担任1人。 ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算 する。)					
		職員	0~2歳児	保育所基準	保育士資格					
認定基	職		3~5歳児	幼稚園基準及び 保育所基準	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること					
準	員資格	Ä	^全 級担任	幼稚園基準	保育所型、特定認可外保育施設型でI 努力を行	幼稚園教諭 は、有資格者の確保が難しい場 うことを条件に、保育士資格のみ	合、本人の意欲、適性、能力等	等を判断の上、両資格併有に向けて きる。		
		長時間利用児の 保育に従事する者		保育所基準		保育士資格 幼稚園型、特定認可外保育施設型では、有資格者の確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格 努力を行うことを条件に、幼稚園教諭のみを有する者充てることができる。				
	施設設備	園舎	3~5歳児	幼稚園基準	2学級以上:320 (学級) うち保育室 53㎡以上					
			既存施設特例	-	保育室等の基準を満たすときは適用な し	_	保育室等の基準を満たすとき は適用なし	保育室等の基準を満たすとき は適用なし		



現行の認定こども園の認定基準の概要(その2)

	認定基準等の項目等		<u>単拠する</u>		県の条	例			
				認可基準	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	特定認可外保育施設型	
			0~1歳児		乳児室1人につき1.6		人につき3.3㎡		
			0~1成况		県独自基 	準 (ただし、保育に欠けない子ど 1人につき1.65㎡)	ŧ 	県独自基準	
			2歳児	保育所基準		又は遊戯室1人につき1.98㎡		(1人につき1.65㎡)	
		保育室等	2 成分		果 独目基	準 (ただし、保育に欠けない子ど 1人につき1.65㎡)	ŧ		
			3~5歳児		保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡	同 左	同 左	同 左	
			既存施設特例	-	園舎の基準を満たすときは適用なし	園舎の基準を満たすときは適 用なし	_	園舎の基準を満たすときは適 用なし	
	施設設	調理室	0~2歳児	保育所基準	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない子どもの 食事の提供について、一定条件の下、 園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。)	県独自基準 必置(ただし、保育に欠けない 子どもの食事の提供について、 一定条件の下、園外からの搬 入可。)	県独自基準 必置(ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。)	
認定基準	設備		3~5歳児	-	必置(ただし、一定条件の下、園外から の搬入可。加熱、保存等の調理機能を 有する設備を備えること。)	必置 (ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。加熱、保存 等の調理機能を 有する設備を 備えること。)	必置 (ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。加熱、保存 等の調理機能を 有する設備を 備えること。)	必置 (ただし、一定条件の下、 園外からの搬入可。加熱、保存 等の調理機能を有する設備を 備えること。)	
		屋外遊戲場		(幼稚園基準及び 保育所基準	保育所基準(2歳児以上1人につき3. 幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人(3㎡) こつき3.3㎡を加算 幼稚園基準 (3 2学級以下:330+30 3学級以上:400+80	× (学級数-1) m ²	る方の基準を採用	
			設置場所特例	保育所基準	一定条件のト、近隣の公園等、付近に ある適当な場所で代替可 県独自基準 (国の基準に移動の安全確保を加え る。)	(同一敷地内又は隣接地)	県独	付近にある適当な場所で代替可 自基準 安全確保を加える。)	
			既存施設特例	-	保育所基準及び幼稚園基準のいずれか の基準で可	幼稚園基準で可	保育所基準で可	保育所基準及び幼稚園基準の いずれかの基準で可	
	教育及び保育の内容 等				「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供 等				
	子育て支援事業				県独自規定 (国の規定及び知事が別に定める事業の中から1以上実施)				